

## 平成22年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成22年3月27日(土)  
開会 午前9時59分 閉会 午前10時33分
- 2 場 所 保谷庁舎別棟A・B・C会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席議員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 沼 本 禧 一  
委 員 宮 田 清 蔵  
委 員 角 田 富美子  
委 員 森 本 寛 子  
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 出席職員 教 育 部 長 高 根 和 孝  
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫  
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉  
学 校 運 営 課 長 山 本 一 彦  
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明  
教育相談担当課長 南 里 由美子  
教育部参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一  
公 民 館 長 相 原 昇  
教育部参与兼図書館長 小 池 博  
教育部主幹(公民館) 山 本 茂  
教育部主幹(図書館) 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 0人

平成22年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成22年3月27日(土) 午前10時00分から

会 場 保谷庁舎別棟A・B・C会議室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第19号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 第3 議案第20号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第21号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第5 議案第22号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第6 報 告 事 項 (1) 西東京市通級指導学級実施要綱  
(2) 西東京市立青嵐中学校用地の取得について
- 第7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 22 年第 3 回定例会  
( 3 月 27 日 )

午 前 9 時 5 9 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成22年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第19号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第19号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、再任用職員の勤務時間等について、ワークシェアを取り入れた勤務形態に変更し、再任用職員の経験や能力を最大限活用するため、規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

櫻井教育企画課長 議案第19号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、教育長に補足して御説明申し上げます。

現在、再任用職員につきましては、1日6時間の週5日勤務で週30時間としておりますが、このたびの一部改正は1日7時間45分の週3日勤務で週23時間15分の勤務時間に変更し、ワークシェアをすることにより雇用を確保するという本市の再任用制度の改正に伴うものでございます。

簡単でございますが、私からの補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第19号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第20号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第20号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

西東京市立学校において特色ある教育活動を実施するに当たり、長期休業期間中にも授業等の教育活動を位置づける必要が生じてまいりました。このため、各学期の期間を変更する必要が生じることに伴い規則の条文の追加及び整理を行う必要があり、本定例会に提案するものでございます。

また、これとあわせて、学校教育法施行規則を改正する省令が施行されたことにより、自

己評価や学校関係者による評価の実施、実施結果の公表及び教育委員会への報告義務が生じたため、新たに規則の条文の追加を行う必要があり、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

前島教育指導課長 議案第20号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

今回、西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正いたしますのは、2点ございます。

1点目といたしましては、各学校の判断で長期休業期間中にも授業等を実施できるようにすることにより特色ある教育活動を実施するため、西東京市立学校の管理運営に関する規則の条文の追加と整理をするものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の左側の改正案の第3条の下線部の「ただし」以下の文章がそれでございます。校長の申出により各学期の期間を変更できるように改正いたしました。

2点目といたしましては、各学校で教育活動やその他の学校運営の状況について学校みずからが点検し、評価を行い、保護者や地域住民等に対して積極的に情報提供を行うことを目的に、学校教育法施行規則が改正されました。これを受けまして、学校評価について条文を追加したところでございます。

新旧対照表を御覧ください。新旧対照表左側の改正案の第17条の2の下線部の「(学校評価)」以下の文章がそれでございます。第17条の2では、学校経営計画の策定及び教育活動その他学校運営の状況についての自己評価の実施について、第2項では、自己評価を踏まえた学校関係者評価の実施について、第3項では、学校経営計画、自己評価と学校関係者評価の結果の公表及び教育委員会への報告について規定をし、各学校で行うものとしています。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第20号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第21号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第21号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

西東京市立学校の管理運営に関する規則が改正されたことにより、児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の条番号の差異が生じたため、文言の整理を行う必要があり、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

前島教育指導課長 議案第21号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の右側の現行の児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の条文内にあります西東京市立学校の管理運営に関する規則の条文番号及び項目番号が改正に伴い変更されましたので、左側の改正案のように変更するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第21号 児童生徒の出席停止に関する事務取扱規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に入ります。

2件ありますが、質疑は後ほど一括して行いますので、まず説明をお願いいたします。

西東京市通級指導学級実施要綱、についてを議題といたします。

櫻井教育企画課長 西東京市通級指導学級実施要綱について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、西東京市通級指導学級実施要綱を御覧いただきたいと思います。

本実施要綱につきましては、平成22年4月に本市では初めてとなる中学校通級指導学級を田無第二中学校に開設することに伴い、小学校通級指導学級も含め、通級指導学級の取り扱いに関して必要な事項について定めたものでございます。

本実施要綱で規定しております内容につきましては、平成21年第9回教育委員会定例会におきまして御報告いたしました西東京市中学校情緒障害等通級指導学級の設置及び運営についての基本的な考え方をもとに実施要綱として整備したものでございます。

初めに、「第2 通級指導学級」でございますが、裏面にございます小学校5校、中学校1校に設置するものでございます。

次に、「第3 申請手続」から「第5 特別の教育課程の編成等」までにつきましては、保護者の申請から教育委員会が決定するまでの手続並びに決定児童等に係る指導内容及び指導時間等につきまして、在籍校の校長及び通級指導学級の校長の対応について規定しております。

また、「第6 通級による指導の終了」につきましては、当該指導を受けさせる必要がなくなった決定児童等について、入級委員会の審査を経て指導の終了をすること等につきまして規定しております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

竹尾委員長 それでは、引き続きまして、2の西東京市立青嵐中学校用地の取得について、を議題といたします。

山本学校運営課長 それでは、報告事項2、西東京市立青嵐中学校用地の取得について御報告申し上げます。

お手元の資料、西東京市立青嵐中学校用地の取得についてを御覧ください。

本件は、平成21年西東京市教育委員会第12回定例会で可決いただきました議案第48号の教育財産の取得でございます。購入した土地は西東京市北町2丁目1285番1の655.76平方メートルであり、校庭用地として借用していたところでございます。契約日は平成22年2月23日でございます。

以上で報告とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般について質疑をお受けしたいと思っております。教育委員会関係のことで、何でもよろしいんですが、御質問ございますか。

角田委員 昨年、21年度、土曜日の取扱いについてなんですけれども、小中学校においてたしか授業時数の足りないときは土曜日を使ったりということがあったと思っておりますが、今朝の新聞を見てもそれがもう定例化されている学校もあるようで、この西東京市における土曜日の取り扱いについて、教育委員会としてどのような見解が出されているのか、お伺いしたいなと思いました。

前島教育指導課長 土曜の授業についてお答え申し上げます。

まず、土曜日に授業を行うことは、学校週5日制に関しましては、地域や保護者に開くという大きな目的があれば今までも学校公開や 当然、運動会や文化祭とか学芸会、土曜日に行っておりまして、授業公開や特色ある学校づくりの一部として地域に開かれた活動はしてまいりました。

先日、東京都のほうで、正式にそういった活動、地域に開かれるような活動、地域住民に公開される授業公開等を行う場合には、授業として扱っていい、土曜日に授業ができるという通知も来ましたので、それを受けておりますが、西東京市は従前やっておりますが、校長会等でさらに一層地域に開かれるような活動を展開していただくようお願いしたところでございます。

角田委員 といいますと、毎週土曜日をもう定例化して、土曜日は授業に使っていいということですか。

前島教育指導課長 東京都の通知には月2回までということで、それに準じて行っていくと

いうことでございます。

角田委員 了解です。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 今の月2回というのは、隔週ごとにとという意味ですか。

前島教育指導課長 それは、どのような活動をいつやるかというのは各学校の判断に任せておりますので、定例ということではなくて、各学校が必要に応じて土曜日に授業を行うということでございます。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

沼本委員 じゃあ、もう一ついいですか。そうしますと、私はちょっと、各月に2回ですから、隔週、2週間に1回という感じで、そして土曜日が要するに授業ではなくて地域に開かれた内容でやっていくとなると、これからの計画、それぞれの学校の教育課程の週時点といいますが、2週間をワンサイクルとしたような、そういうふうな形になっていく傾向になるわけですね、これから。

前島教育指導課長 あくまでも、先ほど申し上げたように、土曜日に授業を行うときには学校週5日制の趣旨を踏まえて行うということが都の通知でも本市の方針でもございますので、定例的に授業を行って授業時数を確保するためということではなく、やはり地域に開かれた活動を推進する一つの方法としてやっていくと。ただ、今までやっていたときには授業時数の振り替えをしていたんですが、正式な授業としてカウントができるということで、一つの授業時数の確保の方法としても活用することができるということでございます。

沼本委員 そうすると、土曜日は大体学校行事のような日になってしまうということですね。

前島教育指導課長 当然、運動会や先ほど言った文化祭、合唱祭とか学芸会を行っているのは土曜日でございますが、それ以外にも授業公開、普段の授業を地域の方に見ていただいたり、あるいは総合的な学習の時間で地域のゲストティーチャーを招いてやるというのも土曜日ならではの取り組みだということで、そういった活動を各学校で工夫、選択をして、やる場合には土曜日を活用するというところでございます。

沼本委員 そうすると、一般的傾向として、これからは月曜日から金曜日まではほとんど授業と、土曜日は今までの学校行事に準じたものをするというふうな傾向になっていくということですね。

前島教育指導課長 授業公開のときには当然通常の授業を行いますので、できますよと。総合的な学習や通常のほかの各教科の授業においても地域の方に来ていただくということもございまして、行事だけではない、普通の授業も行われるということでございます。

角田委員 土曜日にそういう行事を行ったときは月曜日が振り替え休日になったりしていましたが、そういうことは一切なくなるということですか。

前島教育指導課長 それも学校の判断によります。授業時数としてやる場合もありますし、学校の教育課程外の、要するに時間割とは別の授業数にカウントしない学校の特色ある取り組みとして実施する場合は当然振り替えをすることもございます。いずれにしても、児童・生徒の過重な負担にならないように配慮するように各学校にはお願いしているところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 次に、議案第22号は、先ほどお諮りいたしましたとおり、人事に関する案件で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は御退席を願います。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 1 0 時 2 1 分 休 憩

午 前 1 0 時 3 3 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成22年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 0 時 3 3 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員